

# 倫理委員会（会議記録概要）

国立病院機構南京都病院

日時・場所	令和5年11月15日（水）16:30～17:10 応接室
構成員	副院長（委員長）、臨床研究部長（副委員長）、診療部長、事務部長、看護部長、薬剤部長、藤井委員（外部委員）、大政委員（外部委員） 院長（オブザーバー） 管理課長（事務局）
<p>1. 審議案件</p> <p>1) 受付番号：2023-14</p> <p>申請者：薬剤部 桶本 幸</p> <p>課題名：南京都病院入院中の重度心身障害者における臨床上有益な血清セレン値の研究</p> <p>【申請理由】 通常診療により採血した血液を試料として使用するため直接的な負担はないが、診療による軽度の侵襲が生じるため申請となった。</p> <p>【委員からの意見等】</p> <p>異議なし（山本副委員長、磯野委員、大政委員）</p> <p>異議はないが、不備事項について以下のとおり指摘あり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・統計解析について、血清セレン値とBNP値との相関関係があるか調査すべき。（佐藤院長）</li><li>・解析にあたってセレン欠乏症の診断基準に準拠すべき。（角診療部長）</li><li>・目標症例数や採血の機会を考慮すると試験実施期間を延ばすべき。（村井看護部長）</li><li>・医療に関する同意ができる立場でない後見人が同意することについての妥当性に問題ないか確認すべき。（藤井弁護士）</li><li>・資料の修正（資料19頁21.研究担当医師等について） 誤：国立病院機構南京都病院看護部（皮膚創傷専従看護師） 正：国立病院機構南京都病院看護部（皮膚・排泄認定看護師）</li></ul> <p>【審査結果】 上記委員からの意見等にかかる箇所の修正により承認とする。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	